

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度吉賀町保育所物価高騰対策支援金	<p>①物価高が続く中で保育施設へ財政支援することにより安定した保育所運営を図る。</p> <p>②町内の法人保育所へ物価高騰対策支援金(定額分及び変動分)</p> <p>③主食費及び副食費に総務省消費者物価指数を乗じて単価を算出し1年間の定員による支援金及び1保育所につき令和5年度実施の県応援金120千円による定額支援金を給付。</p> <p>※3歳以上児については主食費町補助金により無償化としているため対象経費に含まない。</p> <p>(変動分)【3歳以上児】副食費4,900円×消費者物価指数前年度上昇率3.6%＝176円＝170円(10円未満切り捨て)</p> <p>(A) 170円×12月×3歳以上児定員合計40人＝81,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(B) 170円×12月×3歳以上児定員合計28人＝57,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(C) 170円×12月×3歳以上児定員合計17人＝34,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(D) 170円×12月×3歳以上児定員合計25人＝51,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>小計223,000円</p> <p>【3歳未満児】主食費3,000円+副食費4,900円×消費者物価指数前年度上昇率3.6%＝284円＝280円(10円未満切り捨て)</p> <p>(A) 280円×12月×3歳以上児定員合計30人＝100,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(B) 280円×12月×3歳以上児定員合計22人＝73,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(C) 280円×12月×3歳以上児定員合計13人＝43,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>(D) 280円×12月×3歳以上児定員合計15人＝50,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>小計266,000円 合計489,000円</p> <p>(定額分)120,000円×4保育所＝480,000円</p> <p>(変動分)489,000円+(定額分)480,000円＝総事業費969,000円</p> <p>④町内の法人保育所4箇所に入所する児童(保育士等の職員は対象外)</p>	R7.7	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金	<p>①物価高騰の影響により電気料金が高騰し、農業者の負担が増大しているなか、農業者の負担軽減を目的とし、農業水利施設の適切な維持管理の確保を図る。</p> <p>②電気料金高騰分の7/10を対象</p> <p>③(A)基本料金高騰分(農事用電力A(低圧)) 高騰分単価5,200円×17施設＝88,400円</p> <p>(B)電力量料金高騰分 高騰分単価34,000円×17施設＝578,000円</p> <p>(C)燃料費調整額高騰分 高騰分単価2,000円×17施設＝34,000円</p> <p>合計700,400円×7/10＝490,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>④農業水利施設(揚水機場及び頭首工)を管理している水利組合等</p>	R7.10	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業者等特別高圧電力価格高騰対策事業	<p>①電気料金の高騰対策として、特別高圧の電気を使用している町内中小企業者等の事業継続を支援するため、給付金を支給する。</p> <p>②給付金</p> <p>③対象4事業者×300,000円＝1,200,000円</p> <p>④町内に事業所又は店舗をもつ中小事業者等のうち、事業実施のため特別高圧の電気を使用している事業者</p>	R7.9	R8.3